

2024 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験
(一般入学選考 9 月)

2 時限目 B 専門科目または外国語
英語 試験問題

第 1 問、第 2 問 両方とも解答しなさい。

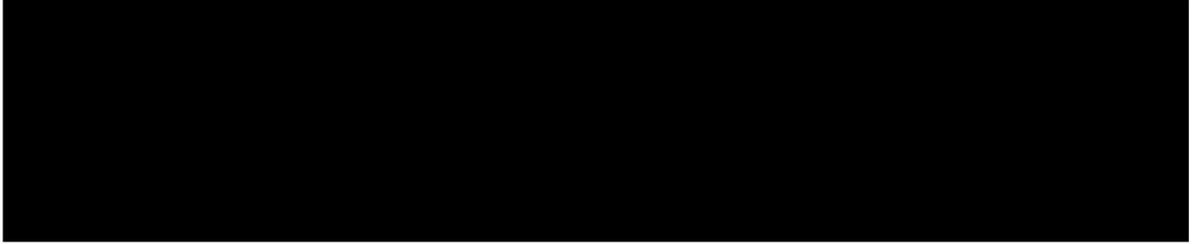
受 験 番 号	氏 名

『一般英語』

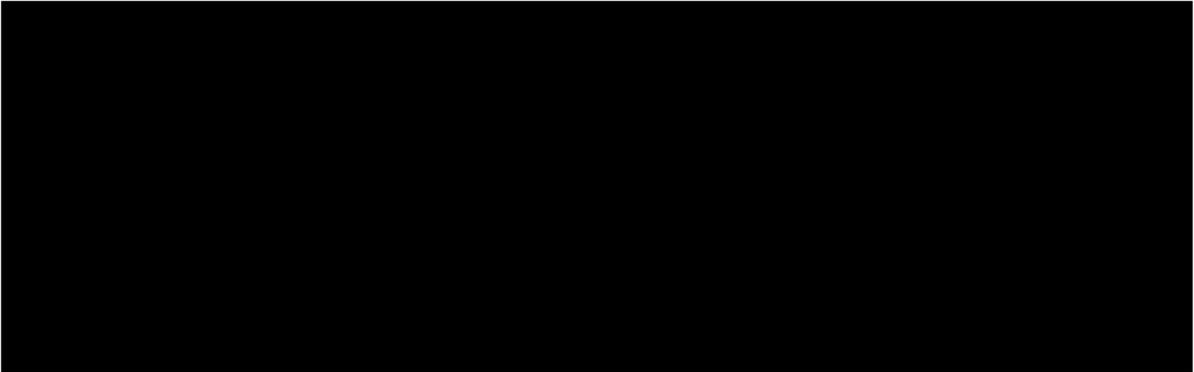
I 次の文章を段落に沿って日本語に要約しなさい。

(配点 40 点)

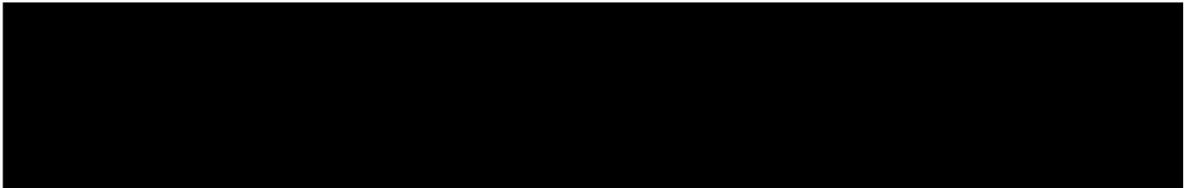
①



②



③



④



(出典 : Adapted from the Japan Times, August 22, 2023)

解

答

例

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2024年度入試（9）月期 <2023年度実施>

（一般）入学選考

（B専門科目または外国語）

科目名（英語）

①ワシントンD.C.の米国連邦裁判所は、人間による関与のない人工知能（AI）が制作した芸術作品には米国著作権法上の著作権は認められないと判断した。連邦地裁判事は著作権は人間の作者による作品のみに認められるとし、スティーブン・セイラー氏がAI「DABUS」を代表して行った著作権登録申請を却下した著作権局の決定を支持した。

②近年急速に成長する生成AI分野では、知的財産権をめぐる新しい課題が生じている。著作権局は、AI「Midjourney」を使って生成された画像に対する著作権申請も却下している。また、著作物をAIの学習に無断使用することへの訴訟も進んでいる。判事はアーティストがAIを創作の道具として使い始めたことで、著作権の新たな領域に近づいており、著作権法にとって難解な問題が生じる可能性があるとして述べた。

③セイラー氏は、2018年、自身のAIシステムが人間の介入なく制作した美術作品「A Recent Entrance to Paradise」の著作権登録を申請したが、著作権局は創作物には人間の作者が必要だとして昨年申請を却下した。

④セイラー氏は、人間作者の要件は明確な法的義務ではなく、AI作品も米国憲法の「科学と有用な技術の進歩」という著作権目的に合致するはずだとして裁判所に異議を申し立てた。しかし判事は、人間による創作が著作権の根本要件であるという長年の法理解を確認し、申請却下を支持した。

出 題 意 図

近畿大学大学院法学研究科（博士前期）課程

2024年度入試（9）月期 <2023年度実施>

（一般）入学選考

（B専門科目または外国語）

科目名（英語）

中上級程度の語彙や文構造の知識を元に（基本的英語力）、段落ごとの主旨を正確に把握することができるか（情報理解力）、重要な論点と背景情報を切り分け核心部分を残すことができるか（論点抽出力）、理解した内容を自分の言葉で、簡潔かつ正確に日本にすることができるか（論理的表現力）を総合的に見極めることを意図している。